

北見市東相内デイサービスセンター ゆうゆう
(通所介護及通所型独自サービス)
重 要 事 項 説 明 書

北見市東相内デイサービスセンター ゆうゆう（通所介護及び通所型独自サービス）のサービス提供の開始に当たり、当事業所より下記について説明させていただきます。

1. 事業者	
事業者 の 名 称	北見慈恵会
事業所 の 所 在 地	北見市東相内町171番57 複合福祉施設 ゆうゆう内
法 人 種 別	社会福祉法人
代 表 者 名	理事長 白川 久 統
電 話 番 号	0157-66-1515
2. ご利用の事業所	
事 業 所 の 名 称	北見市東相内デイサービスセンター ゆうゆう
事 業 の 種 類	・指定通所介護 　・通所型独自サービス
事 業 所 の 所 在 地	北見市東相内町171番57 複合福祉施設 ゆうゆう内
管 理 者	阿部 浩美
電 話 番 号	0157-66-1515
指 定 事 業 所 番 号	0175000470
3. 当事業の目的と運営方針	
目 的	要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び通所型独自サービスを提供することを目的とします。
運 営 方 針	(自立支援) 利用者様のニーズに沿った通所介護及び通所型独自サービスをご提案します。 (在宅支援) 利用者様が要介護・要支援状態になった場合でも、可能な限り居宅において生活できるよう支援します。 (地域生活支援) 市町村、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設と連携し、住み慣れた地域で生活できるように支援します
4. 職員の職種、人数及び職務内容	
管 理 者	1名 (厚生労働省の基準を満たす者)
生 活 相 談 員	1名以上 (厚生労働省の基準に定める数)
介 護 職 員	4名以上 (厚生労働省の基準に定める数)
看 護 職 員	1名以上 (厚生労働省の基準に定める数)
機 能 訓 練 指 導 員	1名以上 (厚生労働省の基準に定める数)
管 理 栄 養 士	1名 (非常勤専従)
5. 職員の勤務体制	
常勤	8時30分～17時30分
6. 営業日・営業時間	
営 業 日	月曜日～金曜日 (日曜日及び1月1日から1月3日までは休日)
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分
サ ー ビ ス 提 供 時 間	午前9時45分～午後4時00分

7. 利用定員																																																																																			
30名																																																																																			
8. 通所介護及び通所型独自サービスの内容																																																																																			
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の援助～排泄・移動・その他必要な介護を行ないます。 生活相談～生活相談員がいつでもご利用者様・ご家族様の相談に応じます。 機能訓練～看護師が身体状況に応じて、機能回復や機能低下防止の訓練を個別・集団で実施いたします。 健康チェック～看護師が健康管理を行ないます。緊急時には、ご家族と連絡を取り必要な医療機関への搬送を速やかに行ないます。 送迎～ご自宅から事業所までの送迎を行ないます。 季節の食材や栄養バランスを考慮した食事を提供します。身体状況に応じた治療食もご用意できます。 祝祭日等の行事食にも工夫を凝らしています。 入浴～入浴は温泉水を使用しております。 																																																																																			
9. 利用料																																																																																			
下記の料金表により、ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（各利用者の負担割合に応じた額）をお支払いください。																																																																																			
(1) 基本利用料金（通常規模型）																																																																																			
○通所介護 ※令和6年6月より⑥⑦⑧は⑨介護職員等処遇改善加算（I）のみに変わります。																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス内容</th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> <th>要介護5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己負担額（1割）</td><td>584円</td><td>689円</td><td>796円</td><td>901円</td><td>1,008円</td></tr> <tr> <td>自己負担額（2割）</td><td>1,168円</td><td>1,378円</td><td>1,592円</td><td>1,802円</td><td>2,016円</td></tr> <tr> <td>自己負担額（3割）</td><td>1,752円</td><td>2,067円</td><td>2,388円</td><td>2,703円</td><td>3,024円</td></tr> <tr> <td>①入浴介助加算I</td><td colspan="5">1割：40円 2割：80円 3割：120円</td></tr> <tr> <td>②個別機能訓練加算I1</td><td colspan="5">1割：56円 2割：112円 3割：168円</td></tr> <tr> <td>③個別機能訓練加算I2</td><td colspan="5">1割：76円 2割：152円 3割：228円</td></tr> <tr> <td>④生活機能向上連携加算2</td><td colspan="5">1割：200円/月 2割：400円/月 3割：600円/月</td></tr> <tr> <td>⑤サービス提供体制加算II</td><td colspan="5">1割：18円 2割：36円 3割：54円</td></tr> <tr> <td>⑥介護職員処遇改善加算I</td><td colspan="5">59/1000</td></tr> <tr> <td>⑦介護職員等特定処遇改善加算I</td><td colspan="5">12/1000</td></tr> <tr> <td>⑧介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td colspan="5">11/1000</td></tr> <tr> <td>⑨介護職員等処遇改善加算（I）</td><td colspan="5" rowspan="4">92/1000</td></tr> </tbody> </table>						サービス内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	自己負担額（1割）	584円	689円	796円	901円	1,008円	自己負担額（2割）	1,168円	1,378円	1,592円	1,802円	2,016円	自己負担額（3割）	1,752円	2,067円	2,388円	2,703円	3,024円	①入浴介助加算I	1割：40円 2割：80円 3割：120円					②個別機能訓練加算I1	1割：56円 2割：112円 3割：168円					③個別機能訓練加算I2	1割：76円 2割：152円 3割：228円					④生活機能向上連携加算2	1割：200円/月 2割：400円/月 3割：600円/月					⑤サービス提供体制加算II	1割：18円 2割：36円 3割：54円					⑥介護職員処遇改善加算I	59/1000					⑦介護職員等特定処遇改善加算I	12/1000					⑧介護職員等ベースアップ等支援加算	11/1000					⑨介護職員等処遇改善加算（I）	92/1000				
サービス内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5																																																																														
自己負担額（1割）	584円	689円	796円	901円	1,008円																																																																														
自己負担額（2割）	1,168円	1,378円	1,592円	1,802円	2,016円																																																																														
自己負担額（3割）	1,752円	2,067円	2,388円	2,703円	3,024円																																																																														
①入浴介助加算I	1割：40円 2割：80円 3割：120円																																																																																		
②個別機能訓練加算I1	1割：56円 2割：112円 3割：168円																																																																																		
③個別機能訓練加算I2	1割：76円 2割：152円 3割：228円																																																																																		
④生活機能向上連携加算2	1割：200円/月 2割：400円/月 3割：600円/月																																																																																		
⑤サービス提供体制加算II	1割：18円 2割：36円 3割：54円																																																																																		
⑥介護職員処遇改善加算I	59/1000																																																																																		
⑦介護職員等特定処遇改善加算I	12/1000																																																																																		
⑧介護職員等ベースアップ等支援加算	11/1000																																																																																		
⑨介護職員等処遇改善加算（I）	92/1000																																																																																		
○通所型独自サービス（※北見市で定めた日割り要件に該当する場合は日割り単価とする。）																																																																																			
※令和6年6月より④⑤⑥は⑧介護職員等処遇改善加算（I）のみに変わります。																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業対象者・要支援1</th> <th colspan="5">要支援2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">月3回まで利用の場合は回数単価</td> <td>1割</td> <td>436円/回</td> <td rowspan="3">月7回まで利用の場合は回数単価</td> <td>1割</td> <td>447円/回</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>872円/回</td> <td>2割</td> <td>894円/回</td> </tr> <tr> <td>3割</td> <td>1,308円/回</td> <td>3割</td> <td>1,341円/回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">月4回以上利用の場合は月単価</td> <td>1割</td> <td>1,798円/月</td> <td rowspan="3">月8回以上利用の場合は月単価</td> <td>1割</td> <td>3,621円/月</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>3,596円/月</td> <td>2割</td> <td>7,242円/月</td> </tr> <tr> <td>3割</td> <td>5,394円/月</td> <td>3割</td> <td>10,863円/月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日割り要件に該当する場合</td> <td>1割</td> <td>59円/回</td> <td rowspan="3">日割り要件に該当する場合</td> <td>1割</td> <td>119円/回</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>118円/回</td> <td>2割</td> <td>238円/回</td> </tr> <tr> <td>3割</td> <td>177円/回</td> <td>3割</td> <td>357円/回</td> </tr> </tbody> </table>						事業対象者・要支援1	要支援2					月3回まで利用の場合は回数単価	1割	436円/回	月7回まで利用の場合は回数単価	1割	447円/回	2割	872円/回	2割	894円/回	3割	1,308円/回	3割	1,341円/回	月4回以上利用の場合は月単価	1割	1,798円/月	月8回以上利用の場合は月単価	1割	3,621円/月	2割	3,596円/月	2割	7,242円/月	3割	5,394円/月	3割	10,863円/月	日割り要件に該当する場合	1割	59円/回	日割り要件に該当する場合	1割	119円/回	2割	118円/回	2割	238円/回	3割	177円/回	3割	357円/回																														
事業対象者・要支援1	要支援2																																																																																		
月3回まで利用の場合は回数単価	1割	436円/回	月7回まで利用の場合は回数単価	1割	447円/回																																																																														
	2割	872円/回		2割	894円/回																																																																														
	3割	1,308円/回		3割	1,341円/回																																																																														
月4回以上利用の場合は月単価	1割	1,798円/月	月8回以上利用の場合は月単価	1割	3,621円/月																																																																														
	2割	3,596円/月		2割	7,242円/月																																																																														
	3割	5,394円/月		3割	10,863円/月																																																																														
日割り要件に該当する場合	1割	59円/回	日割り要件に該当する場合	1割	119円/回																																																																														
	2割	118円/回		2割	238円/回																																																																														
	3割	177円/回		3割	357円/回																																																																														

事業対象者・要支援1			要支援2			
①一体的サービス提供加算	1割	225円/月	①一体的サービス提供加算	1割	225円/月	
	2割	450円/月		2割	450円/月	
	3割	675円/月		3割	675円/月	
②生活機能向上連携加算Ⅱ		1割：200円/月 2割：400円/月 3割：600円/月				
③サービス提供体制加算	1割	72円/月	③サービス提供体制加算	1割	144円/月	
	2割	144円/月		2割	288円/月	
	3割	216円/月		3割	432円/月	
④介護職員処遇改善加算Ⅰ	59/1000					
⑤介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	12/1000					
⑥介護職員等ベースアップ等支援加算	11/1000					
⑦介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	92/1000					

(2) その他の費用について

- ①食費 620円をいただきます。
- ②デイサービスでのおむつを使用した際は、本人負担となります。
- ③趣味等の材料費をいただくことがあります。
- ④要介護認定を受けていない状況でご利用された際は、一旦全額をお支払いいただきます。認定が下りたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から返還されますので、手続きに必要な証明書を交付します。（償還払い）

(3) 利用の中止、変更について

通所利用予定日の前にご都合によりサービスを中止又は変更する際は、

利用日当日の8時30分までにご連絡ください。

それ以降の場合はキャンセル料として620円をお支払いいただきます。

利用料金のお支払い方法

- ・毎月の支払日までに請求書をお渡しします。

お支払いは、その月の15日までに、下記のいずれかの方法でお願いします。

- 自動引き落とし ⇒ 下記の金融機関で、利用者本人名義、配偶者および子名義、成年後見人名義の通帳から自動引き落としを行います
 - ・北見信用金庫 ⇒ (引き落とし日 毎月15日)
 - ・ゆうちょ銀行 ⇒ (引き落とし日 毎月15日)

※ ゆうちょ銀行については、ご都合により期日まで入金できない場合、25日に再度引き落としさせて頂きます。

- 口座振込 ⇒ 每月15日までに当事業所の下記口座にお振込みください。

金融機関名	支店名	店番	口座番号	社会福祉法人 北見慈恵会
北見信用金庫	卸町	016	0529057	理事長 白川 久統

- 現金 ⇒ 通所時のお支払い または、事業所窓口でお支払い下さい。

10. 通常の事業の実施地域

北見市（北見自治区）

11. 緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

- サービス提供中に容態の急変や、事故などが発生した際には、速やかに市町村、利用者ご家族様、介護支援専門員に連絡を行い、利用者様の主治医や当施設の協力医療機関の指示を仰ぎ、必要な処置を講じ、ご利用者様の安全に最善を尽くします。
- (1) 協力医療機関 医療法人社団久仁会 白川病院
(2) 協力福祉施設 医療法人社団久仁会 老人保健施設 いきいき
- サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

12. 非常災害対策

常に災害事故の防止と利用者様の安全確保に努め、適正な非常災害対策を講じます。

- ① 定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。
- ② 防災管理計画に基づき避難訓練・救出訓練を実施します。

13. 苦情等の受付

通所介護サービス及び通所型独自サービスの利用に関わるご意見・苦情等は誠意をもってお聞き致します。苦情を受け付けた際は、利用者様又はそのご家族様から事情を聞き苦情に係わる問題点を把握のうえ、対応策を検討し解決方法について納得して頂けるよう説明致します。

また、その内容を記録し、サービスの質の向上に向けた取り組みを行います。

ご遠慮なく下記へお申し付けください。

北見市東相内 デイサービスセンターゆうゆう	受付担当者	生活相談員 生活相談員
	ご利用時間	8時30分 ~ 17時30分
	ご利用方法	0157-66-1515
複合福祉ゆうゆう 苦情第三者委員	法人監事 法人監事 法人評議員	
サービス提供地域行政 苦情・相談窓口	北見市役所保健福祉部 介護福祉課 0157-25-1144 (代表)	
北海道国民健康保険団体連合会 苦情・相談窓口	介護保険課 011-231-5161 (内線6111)	

14. 個人情報の保護及び秘密の保持

当事業所の職員は、通所介護サービス及び通所型独自サービスに関わって知り得たご利用者様及びご家族様に関する情報を他に漏らすことは決してありません。

また、やむを得ず情報を提供するときは、ご利用者様及びご家族様の同意をいただいたうえ提供いたします。職員は現職を退いた後も守秘義務を全うします。

当事業所は、利用者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

- ①当事業所及び当事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ②秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③当事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるために従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容としています。
- ④当事業所は、利用者またはその家族の個人情報について、事業所での介護サービス提供以外の目的で原則使用しないものとします。また、外部への情報提供については、あらかじめ利用者またはその家族の同意を文書により得るものとします。

15. 第三者評価及び自己評価

第三者評価の実施 有 無 自己評価の実施 有 無

16. BCP(事業継続計画)作成の有無 有 無

17. 高齢者虐待防止の取り組み

当事業者は、利用者等の人権擁護、虐待防止のために下記のとおりの対策を行っています。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

担当者：生活相談員

(2) 虐待防止対策委員会を定期的に開催し、結果について職員へ周知しています。

(3) 虐待防止の指針を整備しています。

(4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

なお、サービス提供中に、職員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

18. 衛生管理等の取組

当事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行い、設備や備品等の衛生的な管理に努め、感染症の予防及びまん延防止のために下記のとおり対策を行っています。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、結果について職員へ周知しています。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 職員に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を実施しています。

19. 身体拘束

当事業所は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。

本書面（重要事項説明書）に基づいて、
北見市東相内デイサービスセンター ゆうゆう 職員

職名 生活相談員 氏名 から説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者ご氏名 印

家族等ご氏名 印